

堺市監査委員公表第25号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年7月11日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大 林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	定期監査及び行政監査	
監 査 実 施 期 間	令和 6 年 11 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 26 日	
措置を講じた部局等	ICT イノベーション推進室	
指 摘 事 項 等	措 置 内 容	所管部課
2 (1) 委託料について 委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 入札・随意契約結果の公表 委託業務の入札等結果のホームページ公表に係る事務マニュアルでは、予定価格 100 万円を超える委託業務の入札結果・随意契約結果を市ホームページで公表することとされている。また、随意契約の場合は、随意契約理由も公表することとされている。 しかし、4 月に随意契約した予定価格 100 万円を超える業務(6 件)について、公表した契約結果に随意契約の理由を記載していなかった。	令和 6 年 4 月分に関しては、担当者が替わったため事務に慣れていなかったこと及び 4、5 月は年度当初の契約事務が集中する時期であったこと、併せて年度当初の契約における複数の委託事業者との打ち合わせ等が重なり業務負担が大きかったことから、随意契約理由の公表を求められていなかった令和 5 年 4 月分の公表資料に基づいて資料を作成してしまうなど十分なチェックが実施できていませんでした。 御指摘を受け、令和 6 年 4 月分の契約については令和 7 年 1 月 1 日付けで随意契約の理由を追記して改めて市ホームページで公表しました。 令和 7 年 4 月 2 日には、契	ICT 政策担当

イ 契約書における収入印紙 税総合電算システム移行業務において、収入印紙が貼付されていない契約書を受け取っていた。 ウ 特定調達契約に係る随意契約結果の公告 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「政令」という。）の適用を受ける特定調達契約について、入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、政令及び堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定により、72日以内に落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所、契約金額、契約の相手方を決定した手続、その他の事項を	約事務や使用する様式の変更等の通知を再度確認するように ICT 政策担当から室内に Teams で周知を行いました。 経費支出原議の簿冊にとじる契約書と契約相手方に送付する契約書を同じクリアファイルで保管していたため、公印押印後、収入印紙が貼付されていない契約書を送らず収入印紙が貼付された契約書を誤って送付していました。令和 6 年 12 月中旬に契約相手方が保有していた収入印紙が貼付された契約書と差し替えました。今後は、公印押印後、速やかに収入印紙が貼付された契約書を経費支出原議の簿冊にとじることを、担当者と上席者で確認します。 令和 6 年度の当初契約に関する業務等の繁忙により担当者が公告手続を失念していたこと及び組織全体でのチェックが十分ではなかったことにより、特定調達契約に関する公告手続ができていませんでした。 御指摘を受け、令和 7 年 1 月 15 日に公告を行いました。 再発防止策として、特定調達契約について公告手続を行ったかを毎月初めのシステム	システム活用担当 システム活用担当
--	---	---------------------------------

公告しなければならないこととされている。 しかし、税総合電算システム改修業務（森林環境税対応等）は、特定調達契約に該当し、令和 6 年 1 月 29 日に随意契約により契約を締結していたにもかかわらず、当該公告を行っていませんでした。 2 (2) 使用料及び賃借料について 使用料及び賃借料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 契約に係る決裁 庁内 LAN クライアントパソコン等機器賃貸借（リース）[R6(2860 台)]において、契約を締結するためには、堺市事務決裁規則の規定に基づき局長級職員の決裁を受ける必要がある。 しかし、課長級職員まで押印を行っていたものの、契約を締結するための決裁が完了していないにもかかわらず、契約を締結していた。	活用担当会議時に確認し、手続漏れを防止します。 契約締結に係る起案時には局長級決裁として処理を進めていましたが、決裁権者の決裁印がないことを見落としていました。入札後、決裁権者に契約業者、入札結果、契約金額等の報告を行い、契約締結について口頭で承認をもらっていました。 御指摘を受け、契約締結の起案文について決裁権者の押印処理を行いました。 再発防止策として、室内会議及びシステム活用担当会議にて事例を共有し、公印審査前に、決裁権者まで押印されているか確認を行うよう注意喚起を行いました。	システム活用担当
--	--	-----------------

イ 特定調達契約に係る随意契約の根拠及び契約結果の公告 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「政令」という。）の規定により、政令の適用を受ける特定調達契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項（第 5 号、第 8 号及び第 9 号に係る部分に限る。）、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項（第 5 号、第 8 号及び第 9 号に係る部分に限る。）、政令第 10 条第 10 項の規定によるほか、政令第 11 条第 1 項各号に掲げる場合に該当するときに限って随意契約を締結することができることとされている。 しかし、庁内 LAN クライアントパソコン等機器賃貸借（再リース）H30 は特定調達契約に該当するにもかかわらず、政令では認められていない地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を根拠として随意契約を行っていた。 なお、特定調達契約について随意契約の相手方を決定したときは、本来、随意契約の相手方の氏名及び住所、契約金額、契約の相手方を決定した手続、その他の事項を公告する必要があるが、当該公告手続も行っていなかった。	担当者の人数が減少し、担当者全員が繁忙であったこと及び組織全体でのチェックができていなかったことにより、見積徴取に係る起案時に記載する適用法令及び随意契約の理由を誤って記載し、特定調達契約の公告手続もできていませんでした。 御指摘を受け、起案文書の適用法令及び随意契約理由を修正し、令和 6 年 12 月 13 日に公告を行いました。 再発防止策として、見積徴取に係る起案に添付するチェックシートに、特定調達契約の該当条件及び該当有無を追加しました。公告に関しては、特定調達契約について公告手続を行ったかを毎月初めのシステム活用担当会議時に確認し、手続漏れを防止します。	システム活用担当
ウ 契約における提出書類 三期情報システム統合基盤機器賃貸借（リース）及び本庁舎	契約締結後の書類提出について、複数回にわたり提出依	システム活用担当

無線 LAN 化等庁内ネットワーク機器等賃貸借（リース）は市、受注者及び賃貸人の三者で契約を行っている。 本契約では契約書において、受注者及び賃貸人は業務責任者を定め、氏名等を市に報告することとされている。また、個人情報等の保護に係る誓約書、業務従事者届、業務従事者からの秘密保持に関する誓約書（写し）、実施体制図、セキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書の提出を求めている。 しかし、賃貸人から業務責任者の氏名等の報告を受けておらず、上記のいずれの書類の提出も受けていなかった。	頼を行っていたものの、一部の書類が不足した状態で業務を開始したことで、書類の後追いができていなかったことが原因です。 御指摘を受け、不足書類については相手方から受領しました。 再発防止策として、提出書類の供覧時に、新たに定めた提出書類一覧シートを添付し、業務開始時に必要な書類が揃っていることを確認することで、適切な提出書類の管理を行います。	
---	--	--